

違反対象物一覧表 (羽曳野市)

平成30年6月12日

法令の略称 法：消防法 (昭和23年法律第186号)

防火対象物の名称	所在地	違反の内容		備考
		違反事項 (根拠法条)	違反の部分	
ハイツ水守前Ⅰ	西浦1192番地の1	①屋内消火栓設備未設置 (法第17条) ②自動火災報知設備未設置 (法第17条)	①2階 ②防火対象物全体	立入検査日 平成30年4月5日
ハイツ水守前Ⅱ	西浦1192番地の1の2	①屋内消火栓設備未設置 (法第17条) ②自動火災報知設備未設置 (法第17条)	①防火対象物全体 ②防火対象物全体	立入検査日 平成30年4月5日
巣立ちの家 島泉	島泉8-8-1	スプリンクラー設備未設置 (法第17条)	防火対象物全体	立入検査日:平成30年5月14日
巣立ちの家 さくら	はびきの5-9-6	スプリンクラー設備未設置 (法第17条)	防火対象物全体	立入検査日:平成30年5月14日
グループホームひだまり	南恵我之荘5丁目2番26号	スプリンクラー設備未設置 (法第17条)	防火対象物2階 (グループホームひだまり部分)	立入検査日:平成30年5月23日
グループホーム第2・第3ひだまり	南恵我之荘5丁目2番25号	スプリンクラー設置未設置 (法第17条)	防火対象物南部分 (グループホーム第2ひだまり部分)	立入検査日:平成30年5月23日